

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書（案）

再審は、無辜が救済される最後のとりでである。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける冤罪。それは人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものである。冤罪はあってはならないと誰しもが認めることでありながら後を絶たない。

2023年3月には袴田事件で再審開始が確定した。58年間、死刑囚として苦しめられてきた袴田巖さんに無罪判決が出るまであと少しである。そして、これまでも、2010年の足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件、2016年の東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続き、2019年に松橋事件、2020年には湖東記念病院人工呼吸器事件でも再審無罪を勝ち取ってきた。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、常に検察による甚大な妨害が立ちはだかっていた。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠蔽し、証拠を開示しないことである。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められる。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶たない。

事件から62年を迎える名張毒ぶどう酒事件は、2020年、新たに証拠が開示された。事件が起きた懇親会の参加者の事件直後の供述調書である。2005年に請求した時には存在しないと回答した証拠が今回は見つかったというものである。2005年とは再審開始決定が出された年である。この時にこの証拠を出していれば、奥西勝さんが生きていた間に無罪が確定していたかもしれない。

通常審では、公判前整理手続を通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化された。しかし、再審における証拠開示には何一つルールがない。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下での平等原則さえも踏みにじられている。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立て（上訴）が許されていることである。袴田事件では、2014年に静岡地裁が再審開始決定を出してから、検察の不服申立てによって9年の無駄な時間が流れた。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんに至っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の控訴、異議申立てにより、冤罪を晴らせないまま89歳で無念の獄死を遂げられた。公益の代表者という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定に逆らい悲劇を繰り返すことに、法的な制限を加える必要があることは明白である。

このように、再審における①証拠開示制度の確立②検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題である。それに加えて、大崎事件の最高裁の不当決定や布川国賠訴訟判決によって、

③再審における手続の整備の必要性が強く求められている。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて、不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままである。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツでも、既に50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止している。

よって、国においては、無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、今こそ下記の点について、「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を行うことを強く求める。

記

- 1 再審における警察・検察手持ちの証拠の全面開示。
- 2 再審開始決定に対する検察の不服申立て（上訴）の禁止。
- 3 再審手続の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

奈良市議会